

14
平成14年(ワ)第28号(原審・東京簡易裁判所平成14年(ワ)第04670号)

決 定

東京都

相 手 方

株 式 会 社

同代表者代表取締役

抗告人から、東京簡易裁判所が平成14年(ワ)第04670号事件についてした決定に対し即時抗告があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 原決定を取り消す。
- 2 本件を栃木簡易裁判所に移送する。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

抗告人の抗告の趣旨及び理由は、別紙「抗告状」及び「抗告理由書」記載のとおりであり、その理由の要旨は次のとおりである。

- 1 抗告人は、定型的に印刷された契約書の約款等の管轄に関する記載を理解して管轄の合意をなしたのではなく、また、かかる管轄合意の約定は例文に過ぎず、その成立を否定すべきである。
- 2 抗告人は、基本事件(東京簡易裁判所平成14年(ワ)第53473号事件)において、過剰融資の抗弁を主張する予定であり、その立証のため、融資時にお

ける抗告人の収入、債務及び生活状況、それらについての相手方の調査状況、融資の際における相手方の説明内容、抗告人の返済に関する相手方の認識等の諸事情につき、抗告人の本人尋問が不可欠であるところ、抗告人は現在任意整理中の身であり、東京簡易裁判所で審理をすれば、訴訟追行のための費用負担などにより抗告人の生活の再建を著しく妨げられることになる。

かような抗告人の資力状態に鑑みれば、相手方は、十分な資力を有する金融機関であり、また、インターネットや携帯電話により融資申込みを受け付けるという方法で全国各地に顧客を獲得するといった営業形態をとっているのであるから、抗告人の住居地を管轄する栃木簡易裁判所における審理に不都合はないものといえ、訴訟の著しい遅滞を避け又は当事者間の衡平を図るため、基本事件を栃木簡易裁判所に移送すべきである。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件記録によれば、基本事件は、貸金業者である相手方から、金員を借り受けた抗告人に対する消費貸借契約（以下「本件契約」という。）に基づく貸金返還請求事件であるが、東京簡易裁判所に管轄が認められるのは、本件契約の締結に使用された「極度額設定兼借入契約書兼借入申入書」と題する書面（以下「本件契約書」という。）の第9条の合意に基づくものである。このように、定型的な契約書の中に合意管轄条項があるが、消費者が遠隔地に居住しており、応訴に当たり、経済的、時間的に困難を来している場合の手続的配慮を定める規定が、民事訴訟法17条である（なお、東京地決平11・3・17判タ1019号294頁参照）。この趣旨を踏まえて、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために、移送が必要であるかについて検討する。
- 2 本件契約は、抗告人が、本件契約書を相手方に送付する形で締結されたものである。そして、抗告人は、「移送申立書」及び「抗告理由書」において、請求原因に対する答弁として、請求原因を争うのみならず、過剰融資の抗弁

を主張する予定であるとし、その立証のため、融資実行時における抗告人の収入、債務状況等につき、抗告人本人の取調べが必要であると主張する。

抗告人の主張を前提とすれば、少なくとも抗告人本人の尋問が必要となる
ところ、抗告人は肩書住所である 〇〇〇〇に在住しているのである
から、東京簡易裁判所で上記尋問を実施するとなると、抗告人の住所地と同
裁判所との距離関係から、抗告人の出頭が容易とはいえないことに加え、抗
告人はいわゆる多重債務者であり、抗告人代理人に依頼して債務整理を図ろ
うとしているほど経済的に困窮しており、抗告人本人及び基本事件において
訴訟代理人を務める抗告人代理人の東京簡易裁判所への出頭費用等を負担す
ることは相当困難であると解される。この点は、当事者間の衡平を考慮する
に当たり、重要な点といわざるを得ない。

なお、相手方は、東京都 〇〇区にある本店以外には、支店も営業所も有し
ないと主張するが、この主張を前提としても、相手方はインターネットや携
帯電話で融資申込みを受け付けるという方法で全国各地に顧客を獲得すると
いう営業形態をとっており、本件契約もそのような方法で締結されたもので
あり、また、抗告人と相手方との間には、基本事件の訴訟追行に要する費用
等の支払能力に相当の差異があると考えられることを考慮すると、抗告人が
基本事件について東京簡易裁判所で応訴することとの比較では、特に大きな
経済的不利益を受けるものとは認められないというべきである。

- 3 そうすると、基本事件について、民事訴訟法17条により、訴訟の著しい
遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため、東京簡易裁判所から栃木簡易
裁判所に移送することが相当と認められる。以上によれば、これと結論を異
にする原決定は失当であり、本件抗告には理由がある。よって、主文のとおり
決定する。

平成14年4月5日

東京地方裁判所民事第23部



裁判長裁判官

豊

田

建

夫

裁判官

倉

澤

守

春

裁判官

寺

岡

洋

和

抗 告 状

平成14年3月11日

東京地方裁判所 御中

抗告人（被告）代理人弁護士 富 岡



〒

〒

事務所（送達場所）

電 話

FAX

上記代理人弁護士 富 岡 規 雄

東京都

相手方（原告） 株式会社

上記代表者代表取締役

移送決定に対する即時抗告申立書

上記原告と被告間の東京簡易裁判所平成14年（ハ）第53473号貸金請求事件について、同裁判所民事第5室が、平成13年3月6日なした移送決定に対して不服であるから即時抗告をする。

第1 原決定の表示

事件番号 平成14年（サ）第04670号

主 文 本件移送の申立てを却下する。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 本件訴訟を栃木簡易裁判所に移送する。
との裁判を求める。

第3 抗告の理由

追って、抗告理由書を提出する。

（印）



平成14年(ハ)

抗告人(被告)

相手方(原告)

株式会社

抗告理由書

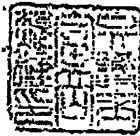
平成14年3月28日

東京地方裁判所 御中

抗告人(被告)代理人弁護士 富 岡



- 1 本件では、過剰融資の抗弁を主張する予定であるところ、その立証のためには、相手方が抗告人に融資を行ったときの抗告人の収入、債務及び生活状況、それらについての相手方の調査状況、相手方の抗告人に対する融資の説明内容並びに抗告人の返済に関する認識等の諸事情を抗告人自らが法廷で証言する必要がある。もちろん、この点について陳述書等の活用も考えられなくはないが、陳述書を尋問に代えることはできないものである。したがって、単に書面審理だけでは、本件を審理することはできない。
- 2 そして、抗告人は、現在任意整理を行って生活を再建中の者であり、本件訴訟を遂行するための費用もままならないのであって、合意管轄を理由に本件を東京簡易裁判所で審理するとなると、その生活の再建を著しく妨げられることになる。



- 3 相手方は、東京に所在する会社であるとはいえ、インターネットでホームページを開設した上、インターネットや携帯電話の融資も受け付ける方法で、全国津々浦々顧客を有する会社である。このような者が、合意管轄を理由に、自らの所在地でのみ訴訟を遂行できるというのは、はなはだ不公平である。

そもそも、甲第1号証の裏面には縷々契約条項が記載されているものの、これは相手方に一方的に有利な内容が記載されているものであるが（第1条5項などは、利息制限法を全く無視した違法な利率が記載してある。これは法の不遵守の宣言であり、法秩序に対する挑戦であろう。）、これを法律の素人たる抗告人に理解せよということ自体、不可能を強いるものである。この全てについて当事者双方の合意があったと解することには無理があると言わざるを得ない。そして、管轄の合意などは特に素人に理解しにくいものであるが、これが裁判を受ける権利（当然のことながら、実質的な防御の観点から、現実に無理のない範囲で応訴できるか否かが重要である。）に関連する重要なものであることを考えると、管轄の合意は例文に過ぎないものとして、その成立を否定すべきである。

- 4 仮に、管轄の合意があったと解せざるを得ないとしても、このような合意管轄の決め方自体、そのような条件でなければ、融資を受けられない債務者（多くは金銭に窮している多重債務者であろう。）にとっては、拒否することができないものであって、相手方の窮状につけ込んだ極めて悪質なものであると言わざるを得ない。抗告人の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、移送が必要である。

これに対して、相手方は、抗告人との比較では経済的に絶対の強者であり、本件を移送しても特別な不利益はない。むしろ、前述の相手方の営業形態からすれば、相手方は、借り主である抗告人の管轄裁判所で裁判をすることを当然



に受認すべきである。

- 5 以上のとおりであるので、原決定を取り消し、本件を栃木簡易裁判所に移送されたい。

平成14年（ハ）

抗告人（被告）

相手方（原告） 株式会社

抗告理由書 2

平成14年4月3日

東京地方裁判所 御中

抗告人（被告）代理人弁護士 富 岡 規 雄



- 1 管轄に関しての現状については、添付の疎明資料〔消費者訴訟における司法アクセス（裁判管轄）の現状に関する調査報告書〕記載のとおりであり、被告にとって極めて過酷な状況となっている。この現状を打破し、裁判を受ける権利を実質的に保証するためには、本件を移送すべきである。

消費者訴訟における司法アクセス（裁判管轄）の現状に関する調査報告書

2002年3月28日

日本弁護士連合会

消費者問題対策委員会

1 はじめに

司法制度改革審議会は、「市民が利用しやすい司法」を掲げて、民事司法制度の改革を提案した。政府の司法制度改革推進本部は、これを受けて具体的な改革案を検討している。もっとも、検討事項としては、弁護士費用敗訴者負担や法律扶助制度など、訴訟を提起する側の「裁判所へのアクセスの拡充」を提起しているものの、訴訟の被告とされた市民の「司法アクセス」についてはほとんど検討されていない。

ところが、消費者ローンやクレジット契約などの消費者契約に関する訴訟は、合意管轄条項または債権者の住所地を義務履行地として、大半の訴訟が東京簡易裁判所や東京地方裁判所に提起されている。

その結果、多くの消費者は遠隔地の裁判所に出頭することを強いられるため、出頭する費用や時間を考慮すると実質的に応訴の機会が奪われている。

そこで、当委員会では、2002年3月13日、東京簡易裁判所の協力を得て、東京簡易裁判所係属の民事事件における土地管轄の実態調査を実施した。

2 東京簡易裁判所における土地管轄の実態

東京簡易裁判所の民事通常事件（いわゆるハ号事件）のうち2001年9～10月に終結した事件記録のうち裁判所が無作為抽出した100件について、被告の住所や処理結果を調査した。

（調査日：2002年3月13日、調査員：消費者問題対策委員会委員）

(1) 事件の種類

- ①貸金・58件、②求償金・16件、③立替金・14件、④リース料・3件、
⑤損害賠償・2件、⑥その他・7件

(2) 訴額

- ①10万円以下・10件、②10万円超～30万円以下・32件、
③30万円超～90万円以下・46件、④90万円超・12件。
90万円超過事案は事物管轄についても合意管轄条項がある事案である。

(3) 原告

法人・94件、個人・6件。

（個人6件は、貸金債権の譲り受けを業とする同一人である）

原告の住所地：東京都23区内・83件、それ以外・17件。

(原告の住所地が23区内の場合は、合意管轄でなくとも、義務履行地による管轄も考えられる。)

法人である原告の業種

①信販会社関係・43件、②サラ金関係・34件、③金融機関または関連保証会社・8社、④ノンバンク・リース会社・2社、⑤その他・7社。

(4) 被告

法人・3件、個人・98件(重複1件)

代理人(弁護士):有・10件、無・90件

(弁護士付きは、いずれも債務整理関連の答弁書擬制陳述である)

住所地:①23区内・15件

②23区を除く東京都・4件

③東京都を除く東京高裁管内・33件

④東京高裁管内を除く地域・48件

(札幌高裁管内・3件、仙台高裁管内・11件、名古屋高裁管内・5件、大阪高裁管内・10件、広島高裁管内・6件、高松高裁管内・0件、福岡高裁管内・13件)

(5) 管轄の根拠:合意管轄以外の土地管轄・28件、合意管轄・72件

(被告の住所が23区以外で請求原因に合意管轄の記載があるものは、合意管轄に分類した)

(6) 訴訟の結果

①被告出頭による判決・2件

②被告出頭による和解・7件

(以上につき、東京都2件、神奈川県4件、埼玉県1件、栃木県2件)

③17条決定・10件

④被告欠席による判決・59件

⑤答弁書擬制陳述による判決・14件

⑥その他・9件(取下げ)

(被告2名で結論が分けれるものが1件あり)

(7) 主な問題事例

ア) 仙台市在住の個人に対し、サラ金が貸金69,735円の訴訟を東京簡裁に提起し、被告欠席により判決。(仙台→東京の往復新幹線運賃21,580円、所要時間5時間24分)

イ) 青森市在住の個人に対し、地元信用金庫が金銭を貸し付け、東京都内の保証会社が代位弁済後に金111,132円の訴訟を東京簡裁に提起し、被告欠席により判決。(青森→東京往復特急・新幹線運賃32,640円、所要時間13時間16分)

ウ) 山口県在住の個人に対し、地元銀行が金銭を貸し付け、東京都内の保証会社が代

位弁済後に金310,350円の訴訟を東京簡裁に提起し、被告欠席により判決。

(山口→東京往復新幹線運賃43,300円、所要時間11時間30分)

エ) 大阪市在住の個人に対し、電話会社が電話料金184,277円の訴訟を東京簡裁に提起し、被告欠席により判決。(大阪→東京往復新幹線運賃27,900円、所要時間6時間32分)

オ) 沖縄県那覇市在住の個人に対し、個人貸金業者が昭和53年に金銭を貸し付け、平成3年に判決を取り、さらにその後債権を譲り受けた個人業者が金73,698円の訴訟を東京簡裁に提起し、被告欠席により判決。(東京→沖縄往復航空運賃74,000円、所要時間4時間30分)。

カ) 千葉県富里町在住の個人に対し、信販会社が商品購入代金のクレジット契約による求償金976,689円の訴訟を東京簡裁に提起し、被告が「購入商品に故障が生じたので販売店に連絡を取ったが、担当者不在ということでぜんぜん連絡が取れないため、不払いとなった」旨の答弁書が提出されていたが、被告が不出頭であったことから、「請求原因事実は当事者に争いがない」として欠席簡判決。(富里町から最寄りの成田駅まで車利用で成田→東京往復鉄道運賃4,440円、所要時間3時間8分)

キ) 福岡県大牟田市在住の個人に対し、サラ金業者が貸金元金477,622円及び損害金1,364,221円(昭和63年から遅滞となり、平成7年に1万円の支払いで時効中断との主張)の訴訟を東京簡裁に提起し、被告欠席により判決。(大牟田→東京の往復鉄道・航空運賃61,080円、所要時間7時間40分)

ク) 福島県いわき市在住の個人に対し、信販会社が立替金277,164円の訴訟を東京簡裁に提起し、被告が和解を希望する旨の答弁書を提出し金2万円を入金したが、答弁書擦制陳述で欠席判決。(いわき市→東京往復新幹線運賃13,180円、所要時間6時間30分)

ケ) 宮崎市在住の個人に対し、サラ金業者が貸金191,693円の訴訟を東京簡裁に提起し、被告から分割返済の和解を求める答弁書を提出したことにより、民事調停法17条決定が下された。答弁書に、「口頭弁論は上京できません。上京に必要な出費を持ち合わせません。」と記載されている。

※上記の運賃及び所要時間は、パソコンソフト(駅スパート)を利用して算出。

3 調査結果の特徴

(1) 事件の88%が消費者信用関係事件

事件の種類のうち、貸金が58件、求償金(保証会社による請求)が16件、立替金が14件であり、合計88%を占める。貸金は、サラ金だけでなく、信販会社や金融機関も含まれる。

(2) 原告法人が94%、被告個人が97%

原告法人のうち信販会社関係・サラ金関係・金融機関関係が85%を占める。原告法人の業種が不明確な中にも貸金請求事件がある。

原告個人6件は、貸金債権の譲り受けを業とする同一人であるから、原告が事業者であるものが100%となる。

被告個人が98件であるが、被告法人と重複するもの（代表者個人）を除くと97%となる。

つまり、簡易裁判所における通常事件は、97%が原告事業者から被告個人に対して提起された事件であり、88%が消費者信用関係事件である。

(3) 原告の83%が23区内に事務所

原告のうち23区内に事務所を有するものが83%に昇る。

大半の訴状には合意管轄条項が定型的に記載されているが、仮に合意管轄条項を排除しても、債権者の住所地を義務履行地（債務の弁済場所）とすることで民訴法上の管轄を東京とすることができる。

(4) 被告の85%が23区以外、東京高裁管轄以外の遠隔地が48%

民訴法の原則である被告の住所地が東京簡裁の土地管轄内（23区）であるものは、わずか15%に止まり、残り85%は合意管轄条項や義務履行地によって、債権者の都合のよい管轄裁判所を利用していることになる。

しかも、交通費や所要時間を考慮すると実質的に応訴の機会が奪われるに等しい遠隔地（東京高裁管轄以外の住所）が48%に昇っている。

(5) 被告の不利益が顕著な例

主な問題事例として紹介したものは、いずれも被告の応訴の機会が実質的に奪われたことが明らかな例だと言える。

これらの事案は、いずれも原告の支店・営業所が全国各地に存在しており、被告個人の住所地で取引が行われているものであるが、訴訟となると東京簡裁に集約されて提起されている。つまり原告の債権管理の効率性のために、被告個人の応訴の機会が奪われているという構造である。

特に、事例オ）は、請求金額（73,698円）に対して被告の往復交通費（74,000円）が上回り費用倒れになるため、事実上応訴をあきらめることとなる。

また、事例イ・ウ）は、取引当時の債権者は地元銀行または信用金庫であるが、保証会社が東京に所在しているため、訴訟は東京簡裁に提起されている。これも被告個人としては予期しない事態であろう。

さらに、事例カ）は、指定商品該当性などの問題はあるものの、クレジット契約における抗弁対抗を主張する余地がありそうな事案であるが、欠席判決に終わっている。また、事例キ）は、平成7年の1万円の入金が本人による入金か、時効中断の効力があるかなどの争点がありそうだが、これも欠席判決に終わっている。そして、事例ク）は、和解を希望する答弁書を提出し金2万円を入金しているにもかかわらず、欠席判

決に終わっている。これらの事案は、被告の応訴の機会が奪われたことにより、実質的にも不利益が生じたと思われる事例だといえる。

事例ケ)は、分割返済の和解を希望する答弁書を踏まえて、民事調停法17条に基づく分割返済の決定を下しているが、被告の答弁書に、「上京に必要な出費を持ち合わせません」と記載されていることが、この問題を象徴している。

(6) 移送決定は活用されていない

本調査は、東京簡裁で終結した事件記録であるから、移送決定により被告の住所地等の裁判所に移送された事件の実情は把握できない。

ただ、被告の交通費負担や所要時間に照らして移送が相当と思われる事件(事例ア・イ・オ)や、被告の答弁書の主張に照らして移送が必要と思われる事件(事例カ・キ・ク・ケ)などについては、被告の申立を待つことなく職権で移送決定を下すのが相当だと考えられるが、現実には活用されていない。

先の民訴法改正(1998年・平成10年1月施行)の際も、被告の応訴の利益を保障する観点から合意管轄条項を認めるべきではないとの議論があったが、改正法はこれを採用せず、移送要件を緩和することで対応しようとした(民訴法17条)。

しかし、司法統計年報により民訴法改正前後の移送決定の実績を見ると、次のとおりであり、裁量的移送決定を要件を緩和したことの効果は全く現れていないものと言わざるを得ない(司法統計年報より、全簡易裁判所民事通常事件における移送決定による終局件数を比較した)。

	終局件数総数	移送決定による終局件数	割合
平成6年	245,674	2,877	1.17%
平成7年	243,569	2,972	1.22%
平成8年	266,673	2,982	1.12%
平成9年	273,122	2,594	0.95%
平成10年	306,662	2,757	0.90%
平成11年	307,850	3,113	1.01%
平成12年	301,185	3,075	1.02%

あなたの信用で **30万円ご融資**
お申込みはWebでOK!

- 商品案内
- 初めてのお客様へ
- 利用までの流れ
- 新着お申込みフォーム
- お話し部屋
- 融資シミュレーション
- 不動産関係ローン
- 追加融資のお流れ
- 融資額からのお流れ
- 貸付金
- よくある質問
- リクルート
- 会社案内
- サイトマップ
- プレゼントキャンペーン
- お問い合わせ
- What's new

1. 簡単に利用できるお申込み
▶ カンタン! ペンリ! 手間いらず!
◆ お申し込みの方法

2. 簡単に返済できるお返済
▶ 2回目からはもっとラクラクキャッシング!
◆ お申し込みの方法

3. 試しやすいお返済
▶ カンタン入力でその場で仮審査!

4. 返済シミュレーション
▶ 計画的なご利用に!

プレゼントキャンペーン
融資も楽しめるギラギラを
抽選で10名様に!

● 他社とはココが違う!
1. 借入期間と返済可能がお客さまの
インターネットからなら、お申込みから約1時間でご融資可能
がお答えします。
2. 金利と金利が下がるメールローン
融資年率24.0%~28.8%(ご融資額・ご返済実績により異なります)。
3. 返済のしやすさ
返済後2営業日にあなたの返済口座へ振り込みます。
4. お申し込みのしやすさ
お申し込みは、必要事項を入力して、送信するだけです。
担保・保証人・使途自由です。
5. ご返済は口座引き落とし
銀行へ行く手間が省け、お振込手数料のご負担がありません。
返済額は当社所定の最低返済システムをご利用になれます。
6. 利用も自由にお使い
限度額の範囲内で、何處でもご利用になれます。2回目以降の
融資は、フリーコール・FAX・インターネット・携帯電話で24時間
受付!

What's new らのお知らせ	
企業情報	採用情報を掲載
キャンペーン	出遇着発表

初めての方も安心
日本ファンドのメールローン

社団法人
東京経済産業協会
会員
 日本クレジット産業協会
(JCA) 会員
 CJC
クレジット・
インフォメーション・
センター 会員
 JCA
株式会社セブン
銀行 会員
 SSLによる安心
安全な申し込み

当サイトはNetscape Navigator
Microsoft Internet Explorer
それぞれ5.0以上のバージョンを推奨します

株式会社 東京都知事(4)10980号 都金協 No.04251
J.K.K. All rights reservrd.



お申し込み
電話

30万円ご融資

追加融資は電話/FAX/インターネットで24時間受付

- 商品案内
- 初めてのお申し込みへ
- 融資までの流れ
- 新着お申し込みフォーム
- お試し融資
- 返済シミュレーション
- 不動産担保ローン
- 追加融資のお手続き
- 返済方法からのお申し込み
- 速支店
- よくある質問
- リクルート
- 会社案内
- サイトマップ
- プレゼント
キャンペーン
- お問い合わせ
- TOP
- What's new



SSLによる安心・安全な
お申し込みができます。

携帯電話サービス

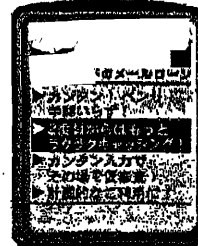
ではiモード/J-sky/ezweb 対応の携帯電話でも各種サービスがご利用頂けます。

- ▶メールローン商品案内
メールローンのご紹介です。
- ▶メールローンお申込書請求
新規のお客様にメールローンのお申込書をお送りいたします。
- ▶携帯電話からの追加融資
携帯電話から簡単に追加融資が受けられます。
- ▶携帯電話からの返済届け
携帯電話から変更の届けが出来ます。
- ▶お問い合わせフォーム

※上記についてのお問い合わせがある方はこちらからどうぞ。

★あなたの携帯電話にメールローンのURLを簡単登録！

- ▶GET URL
- iモード/J-sky/ezwebに対応しています。
- GET URLからご自分の携帯電話にURLを送信できます。



株式会社 東京経済大学(株)10880号 都金保 No.04251
(10) All rights reserved.

あなただけ
の専用

30万円まで

申し込みは電話・FAX・インターネットで24時間受付

商品案内

初めての申込書へ

融資までの流れ

融資返済の仕組み

お返し希望

返済シミュレーション

不動産担保ローン

返済方法のお悩み

返済滞りからの対応

変更

よくある質問

リクルード

会社案内

サイトマップ

プレゼント

キャンペーン

お問い合わせ

TOP

What's new

SSLによる安心・安全な
お申し込みができます。

メールローンキャンペーン！



アンケートに答えて
デジタルカメラをGETしよう！
抽選で10名の方にプレゼント！
2002年3月31日締め切りです！
当選者はE-mailにて通知致します。

動画も撮れるデジタル
カメラ。オールインワン
だから、すぐに撮る！



弊社のお客様サービスの充実の為に貴重なご意見をお伺いしたいのでご協力をお願い致します。
お客様の情報は弊社が保有し、第三者に譲渡などは致しませんのでご安心下さい。

Q1 1年でお金がきつむ時期や出来事は何ですか？
あてはまるものすべて選んでください。

- ☐ 1.年末年始 ☐ 6.税金申告時
☐ 2.夏休み ☐ 7.冠婚葬祭
☐ 3.ゴールデンウィーク ☐ 8.誰かの誕生日
☐ 4.卒業 ☐ 9.その他

Q2 Q1でお答えいただいた中で最も出費がかさむのはいつですか？
(あてはまる番号をご記入ください)

☐ 春

Q3 あなたは現在消費者金融をご利用中ですか？または過去に
ご利用した事がありますか？

☐ はい ☐ いいえ

Q4 Q2で「はい」とお答えになった方にお伺い致します。消費者金融会社を選ぶ際に
重視したポイントは何か？あてはまるものすべて選んでください。

- ☐ 1.インターネットアクセスできる ☐ 8.電話・FAXで申込みができる
☐ 2.i-modeでアクセスできる ☐ 9.融資までのスピードが速い
☐ 3.24時間受付している ☐ 10.ATM、CDが利用できる
☐ 4.郵送で申込みできる ☐ 11.毎月の返済金額
☐ 5.無人契約機がある ☐ 12.会社の信頼性
☐ 6.口座引き落としができる ☐ 13.会社の知名度
☐ 7.利息が低い ☐ 14.利用限度額

Q5 Q4でお答えいただいたものの中で、一番重視したものから順に
三つまで順位をつけて、番号を記入してください。

1位 2位 3位
☐ 番 ☐ 番 ☐ 番

Q6 あなたは、今後消費者金融ををご利用になりたいと思いますか？

☐ 1.利用してみたい ☐ 2.必要があれば利用したい ☐ 3.利用の予定はない

Q7 Q4で1, 2いずれかにお答えになった人にお伺い致します。
あなたが、消費者金融仲間を選ぶときに重視するポイントは何ですか。

- ☐ 1.インターネットアクセスできる ☐ 8.電話・FAXで申込みができる
☐ 2.i-modeでアクセスできる ☐ 9.融資までのスピードが速い
☐ 3.24時間受付している ☐ 10.ATM、CDが利用できる
☐ 4.郵送で申込みできる ☐ 11.毎月の返済金額
☐ 5.無人契約機がある ☐ 12.会社の信頼性
☐ 6.口座引き落としができる ☐ 13.会社の知名度
☐ 7.利息が低い ☐ 14.利用限度額

Q8 Q5でお答えいただいたものの中で、一番重視したものから順に
三つまで順位をつけて、番号を記入してください。

1位 2位 3位
☐ 番 ☐ 番 ☐ 番

Q9 今後、弊社からE-mail等でキャンペーン情報等をお知らせしてもよろしいですか？

☐ はい ☐ いいえ

お名前※	(姓) (名)	生年月日※	昭和 年 月 日
フリガナ※	(姓) (名)	性別	☐ 男 ☐ 女
ご住所※	〒 - (郵便番号) 都道府県 市町村 (番地)		